

1. 令和7年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和7年12月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 北山浩樹 | 2番 | 大坪隆成 |
| 3番 | 有井弥生 | 5番 | みずのまり |
| 6番 | 蓑島正人 | 7番 | 池田源則 |
| 8番 | 池戸郁夫 | 9番 | 山田智志 |
| 10番 | 本田教治 | 11番 | 長岡文男 |
| 12番 | 田代まさよ | 13番 | 田中義久 |
| 15番 | 森藤文男 | 16番 | 原喜与美 |
| 17番 | 野田かつひこ | 18番 | 清水敏夫 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

4番 和田樹典

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 市長 | 山川弘保 | 副市長 | 置田優一 |
| 副市長 | 乾松幸 | 教育長 | 熊田一泰 |
| 市長公室長 | 河合保隆 | 総務部長 | 加藤光俊 |
| 総務部付部長 | 村瀬正純 | 健康福祉部長 | 田口昌彦 |
| 農林水産部長 | 田代吉広 | 農林水産部付部長 | 伊藤公博 |
| 商工観光部長 | 粥川徹 | 建設部長 | 三輪幸司 |
| 環境水道部長 | 遠藤貴広 | 郡上偕楽園長 | 成瀬敦子 |

教育次長 長尾 実
消防長 兼山 幸泰
国保白鳥病院事務局長 蓑島 康史

会計管理者 中山 洋
郡上市民病院事務局長 藤田 重信

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋藤 貴代
議会事務局
議会総務課
主 任 荻本 恵

議会事務局
議会総務課長 野田 知孝

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまです。

ただいまの出席議員は、16名であります。本日の欠席議員は、4番 和田樹典議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付をしてありますので、よろしく願いいたします。

ここで皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいよう配慮のほうをよろしく願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしく願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 みずのまり議員、6番 蓑島正人議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は抽選にて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされるようお願いいたします。

また、終了5分前にチャイムが鳴りますので、それ以降は新しく質問には入らないような質問の構成にも配慮をしていただきたいというふうにして思いますので、よろしく願いをします。

◇ みずの ま り 議員

○議長（森藤文男） それでは、5番 みずのまり議員の質問を許可いたします。

5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 皆さん、おはようございます。5番 みずのまりです。通告に従い質問します。

ミチトキテンですが、平成21年からのイベント、食と祭典をやめて今年度から新たに始まった事

業です。9月に白鳥の合併記念公園のグラウンドで開催されました。実行委員会はUターン、Iターン、地元企業者の二世など、市民の若い人たちで構成されました。事業主体が行政から民間へ変わったと同時に、郡上の企業家の世代交代的な側面もある取組だったと思います。

予算600万、協賛が52社から約200万、収支は800万弱でとんとんだったとのことでした。出店数は63ブース、クラフト系、アパレル、アートなど多彩でおしゃれでしたね。来場者は4,000人、会場売上げは約500万となりました。これ大成功だったわけですが、駐車場や警備の不足、飲食の売り切れ、天候、日程の問題など、いろいろと課題も見えたようです。

ところでこのミキトキテンなんですけれども、一風変わったタイトルです。最初聞いたとき、これが一体何なのか、よく分かりませんでした。フライヤーも、これちょっと見てほしいんですけれども、いいですか。出ましたね。かなり奇抜なデザインなんです。ぱっと見何のチラシかよく分かりません。プロモーションのテイストが、全体的にこういう感じなんですよね。正直これを見たときの私の感想は、これ大丈夫かいなでした。

広告屋だった経験から申し上げますと、地方であんまりおしゃれなことをすると逆に人が引いちゃうんですね。ついてこれないわけですよ、おじいちゃんとかおばあちゃんは。それでチラシなんかね、わざとださくするみたいなこともするんですが、でも開けてみたらこれどうだったのかと言いますと、大成功でしたね。しかも、若いファミリー層、子育て世代が非常に多かったんですね。これはやられたなと思いました。従来の常識、当たり前を覆す結果になりました。郡上でもこういうイベントができるんだなと思いましたね。

確かに、お年寄りにはやや行きづらい、居づらい面もあったようです。会場の造りとか、場所とかあったと思います。でも若い層にとってはむしろこれがよかった。その意味でターゲットが明確だった。誰に何を届けるのかという、マーケティングの基本を貫いた結果だと思います。これには葛藤もあったでしょうが、最後までぶれずにやりきった実行委員会は見事だったと思います。

では、商工課にお尋ねします。事業主体が行政から民間に移行するというのは、何も単に民間に事業を丸投げするというのとは少し違うと思うんですね。商工課は本事業においてどんな立ち位置で、どのように関わってこられたのか。また、課題点や反省点はどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

また、今後継続するなら、規模拡大や内容のブラッシュアップも必要になってくると思うんです。600万の予算は、成果を考えるとちょっとタイトだったんじゃないかなと思います。もっとこれ積んであげてほしいんですが、でも現在の山川市政は財政健全化でリソースの余裕がないんですね。この事業に限ったことではないですが、政策的事業では、今後、自主財源の確保、ファンドレイジングが重要になってくるかと思います。その点も含めて、商工課は今後どのような役割を果たすべきとお考えなのか、お示してください。

以上です。

○議長（森藤文男） みずのまり議員の質問に答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） みずの議員からのミキトキテンに関します行政としての関わり方についての御質問について答弁させていただきます。

議員の御発言のとおり、これまでの食の祭典 in ぎふ郡上に代わりまして、今回初めての取組として地域の若者たちの力で大型のマルシェ、ミキトキテンが開催されました。

イベントに取り組みましたメンバーにあっては、それぞれなりわいがある中でありますが、準備から当日の開催、また片づけに至るまで頑張られたと思います。当日のイベント開催によりまして、市内の若者が集い交流し、そこから創造力や活力が生まれ、これまで市内で行われたイベントとは異なる成果が得られたものと感謝しております。

なお、来場者に対するアンケートにつきましては、満足度が5点満点の中3.9、運営評価につきましても、同じく4.02という高い評価を得られております。

議員の御質問の行政、特に担当部署であります商工課としての関わり方になりますが、今回は初回ということもありましたので、本イベントの実行委員会に職員1名を伴走支援という形で委員として参加させまして、イベント運営のサポートをしてまいりました。

また、イベント当日におきましては、想定を上回る来場者があったため、実行委員会メンバー等の手の足りない駐車場の管理やトラブル対応の部分を商工課職員によりフォローを行っております。

市としましては、若者の考えを尊重するとともに、活動主体が自分たちであるということを認識していただくために、必要最低限のサポートに留めた結果ですので、よろしく申し上げます。

続きまして、課題や反省点についてお答えさせていただきます。

1点目としましては、何分初めての試みであったために、新たに組織をつくることからスタートしております。このため、開催までに予想以上に時間を要してしまいました。手探りによる部分も多く、何度も協議を重ねてはありましたが、開催までぎりぎりまでの調整、準備に迫られる結果となっております。

2点目としましては、議員もおっしゃられたとおり、事業費こちらになりますが、当初、市または実行委員会が想定しておりましたよりも、多く必要となってしまいました。この点につきましては、実行委員の方々が企業からの協賛を集めていただくことにより対応しております。

また、市の関わり、サポートが弱かったのではないかと御意見についてですが、若者たち自身がどこまでできるのかと、見極める必要もあると考えましたので、必要最低限の対応とした経緯もあります。その結果としまして、これほどの大型規模のイベントを自分たちの手で成し遂げられたという実績を感じ取られたのではないかと考えております。

次に、自主財源の確保についてになりますが、当初は、実行委員会として、スポンサー企業からの協賛金の必要については見込んでおりませんでした。しかしながら、開催に向け取り組んでいくうちに事業費不足が判明、若者たち自身で市内企業へ出向き、イベント趣旨等の説明を行った中で、多くの協賛金を集めることができいております。こうしたことは、市の運営ではなかなかできないものでありまして、彼ら自身が補助金だけに頼らない運営体制を取ろうとした結果だと考えております。

今後につきましては、若者たちからイベント終了後において、来年度はイベントをさらなる拡大をしていきたいという声を伺っておりますので、市としましては、市内企業、市民に対するこのような取組の周知、PRを行い、協賛金規模の拡大へのサポートを行いたいと考えております。

また、若者、民間主体の組織運営を行っていく中で、行政としましては、所管課により、その必要性によっては実行委員会に、事務局としてではなく一委員として参加し、若者の考えや取組を尊重する姿勢をとりつつ、あくまでも下支えの立場としてイベント規模の拡大、発展に向けたサポートを行っていききたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 御説明ありがとうございます。来年は本当に楽しみです。

中部縦貫自動車道などで北部エリアが郡上の起点となっていく未来を考えると、このイベントは恐らくもっともっと大きなポテンシャルがあるんじゃないかと思っています。やりようによっては、売上げ1,000万、お客さんも1万人を狙えるんじゃないかと思っています。そうすると、ただのマルシェじゃなくてビジネスの場になってくると思うんですね。

他の自治体や企業とのコラボもあっていいし、他の協議会、団体のブースももっとあっていいでしょう。マルシェというよりエキスポみたいなものになっていく、まさにまちづくりの起点、文化、ビジネスの起点となるような、そういう一大イベントに育ててほしいと思います。

では、さて次に、市長にお尋ねしたいと思います。

市長は郡上の50年先を見据えた次世代のリーダーを育てる必要があると述べておられます。その意味で、若者プロジェクトから生まれたTORCH、郡上市の若手起業家、クリエイターたちのグループですね。そして、今回のミチトキテンの成功は、山川市政が生み出した令和版凌霜塾ともいえる流れだと思っています。凌霜塾ありましたね、そういうのが。今の郡上には、まさにかつての凌霜塾のような、次の世代の人たちが集い、互いに切磋琢磨できるようなそういう場が必要だと思います。

そして、これからの時代を担う全く新しいタイプの宗廣力三さんをつくる必要があると思うんで

すね。ヒーローやリーダーというのは、いつの時代もなんとなくふわっと自然に出てくるものではなくて、必然的に出てくるものだと思うんです。本人の才能や努力ももちろんありますが、やっぱり人々の強い意思、そして期待が必要だと思うんです。舞台装置も必要だと思うんですね。今回成功した以上、我々にはもっと先の展開が求められます。まさにプルスウルトラです。もっとその先にです。

そこで市長にお尋ねします。今後このイベントをどのように発展させていくのか、いま一度、市長の展望、ビジョン、方針をお示してください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 本事業は、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道、福井県側の結節を見据えて、人、物、情報、この交流を通じて地域の産業を活性化し、また交流人口の拡大を視野に入れ、若者たちが主体となってにぎわいを創出し、市外からの人の流れをつくり、郡上市へ呼び込むことが事業の目的です。

西回りの中部縦貫自動車道が3年後に結節することで、郡上市は福井の海を手に入れることになります。

今回、なぜ若者が主体としたか。私はこれからの郡上市をつくっていくのは、誰が主役かという視点から若者たちに託すことにいたしました。これが若者へのシフトです。

現在の60代以上の方々の中には、若い頃に地域の青年団に属し、その青年団がこれまでの郡上を形づくってきました。青年団は郡上の発展に欠かすことのできない組織でありました。しかし、青年団は時代の変化とともに自然淘汰され、近年各地域で若者を中心とする組織が再び立ち上がり、地域の活性化に向けた活動が注目を集め始めました。地域の活性化を担う組織は、若者中心へと移行する。これが郡上の新たな成長になり得ると信じています。こういった思いの中、今回若者たちが考えてくれたイベントがミチトキテンでありました。

初年度から様々な課題があったと聞いておりますが、若者が主体となって企画から運営まで進め、実行力と創意工夫を強く皆に示してくれた点は高く評価し、この経験は大きな糧となっていくことでしょう。また、市内各地に展開する若者組織をまとめ上げ、次の段階へとつなぐ重要な成果となったものと信じています。

このミチトキテンはイベント開催のみでなく、若者組織が取り組む姿の情報発信の場として、また、各地域の若者組織とのネットワークとなり、ミチトキテンでの活動がそれぞれの若者組織に刺激され、各地域の活力と活気が生まれていくことでしょう。その活力と活気が、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節する郡上市に人の流れを生み、にぎわいの場をつくり、地域の経済発展に資するものと考えています。

この実行メンバーの中には、次回開催に向けての意欲は大変ございます。市としても、引き続きできるだけの支援を行いながら、行く行くは若者たちだけの力で自立して取り組んでいけるように成長を見守りたいと考えています。この若者組織が現代版青年団となり、郡上が若いこの世代により切り拓かれていくこと、活躍したいと思える雰囲気づくり、それが私の望むところです。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5番(みずのまり) 市長、ありがとうございます。新青年団を仕掛けていく市長の思い、しかと受け止めました。ありがとうございます。

このイベントの真の目的って、若い人たちに郡上をいかに使ってもらおうかということだと思うんです。このときの若いってということなんですが、これは単に年齢ということだけではないと思うんですね。年齢もあるけれども、それ以外にも何かあるだろうと。それは市民の特性のことではないかなと思っています。若いというのは、つまり活発な経済活動を行うということです。たくさん生産もするけれども、たくさん消費もするよっていう人たち。つまり生産年齢人口とか、労働人口の特性を持った人たちを、我々は恐らく若い人たちと呼んでいるわけです。

全体の人口が減っていても、この層が維持されれば地域は生き残ることができます。だからこそ、若者が挑戦できる場、挑戦できる若者が必要とされているわけなんです。ただ、この若者という存在が、今、郡上の中で最も必要とされている場所はどこなのかということなんです。

それこそが、実はこのミチトキテンによって示された真の成果ではないかと思っています。この郡上において若者が挑戦できる場、挑戦する若者が最も必要とされているのはどこか。どこなんでしょうか、それは。それはここです。ここだと思うんです。

例えばの話なんですけれども、私たちが今いるこの場こそ、若者が挑戦できる機会、ムードが必要とされているんじゃないかと思うんです。例えば、市議会もそうです。執行部もそうです。行政の各部署、各振興事務所、伝統的な地域団体、みんなそうです。この町の中核に若者の居場所があるかどうか、若い人が活躍できる場があるかどうか。

皆さん、よくこうおっしゃるんです。郡上には何もないから若者が出て行ってしまふ。それは本当ですか。でも、何もないところに数千人集まりましたよね。ミチトキテンが何をしたかという、それは労働人口、子育て世代の可視化だったわけです。こんなにも郡上にいるんだよと。アイデア一つでこんなに人が集まるんだよと。でも、私たちの周りにはどうですか。いませんね。彼らは、普段は透明化しちゃうわけですよ。成り手不足とか後継者不足とか言ってるわけですよ、私たちは。なぜこのようなことが起こるのか。どうして彼らは透明化しちゃうのか。

ミチトキテンが示したものは、このように単にイベントの成功だけではありません。この町の構

造的な問題もまた示したのではないのでしょうか。

これで、この件は終わりたいと思います。

次の質問です。

次は、熊ちゃんの質問です。熊ですけれども、事態を受けて、本市議会でも熊対策への緊急提言が提出されました。主に内容は1、緊急対応体制、2、情報共有、3、児童生徒の安全確保というものです。このうちの1番が緊急銃猟を含むものです。

緊急銃猟制度は、人の生活圏に熊やイノシシが出た際、一定条件を満たせば市町村の判断で銃器による捕獲を可能にするものです。鳥獣保護管理法の改正によって、これは規定されました。この緊急銃猟とは別に、警察官が発砲を指示するケースっていうのもございます。これは従来からあったもので、警察の職務執行法や刑法に基づくものです。

警察官の発砲指示と市町村の緊急銃猟というのは、実は全く別の制度なんですが、緊急銃猟が間に合わないので、警察官が発砲を指示するというケースもございます。これも時々ニュースになってますが、こちらは環境省がまとめた11月26日時点の速報値です。ちょっと、こちら御覧ください。

これは11月26日時点の速報値です。緊急銃猟は、全国で38件実施されております。10月に11件、11月に27件、主に北陸、東北の日本海側で頻発しているのが分かると思います。近隣だと富山とか福井で既に実施されています。ここにさっき言った緊急銃猟のデータなんで、警察官の発砲指示は含まれていません。この制度はリスクが高すぎるので、制度ができたとしても、実際のところ本当にこれ実行できるのかと言われていました。

しかしやってみると、自治体もハンターもあんまりちゅうちょしていないように見えますね。むしろ積極的に使いに行っているようにも見えますね。それだけ、事態が深刻だったということだと思います。こうした中、郡上市は熊対策への対応を進めているわけですが、既に委員会、協議会の場では、もう何度も説明を受けています。

しかし、いま一度市民の安心安全の観点から確認したいと思います。議会の緊急提言を踏まえた市の熊対策の現状を教えてください。また、緊急銃猟制度について、マニュアル作成、体制づくり、各種訓練など多くの準備が必要ですが、その計画と見通しを伺います。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

今年度は、東北地方を中心に熊による人身被害が多く発生しております。幸い郡上市では人身被害は確認されておられませんけれども、熊の目撃件数は11月末現在で50件。昨年度の19件を大幅に上回っております。

目撃情報があった場合は、速やかに猟友会や警察署、市関係機関と情報を共有するとともに、市

民へは防災無線放送や防災メール、児童生徒の保護者へはメール配信システムすぐーる、タブレットに出ると思うんですけども、こちらのほうを活用して注意喚起を行っております。

また、児童生徒の登下校時の安全を確保するため、教育委員会では熊鈴を購入し学校へ貸し出ししたり、小中学校では集団登下校、もし、目撃場所が通学路等に近いつきは、保護者の送迎としております。学校と地域が連携しながら、児童生徒の安全確保を最優先に対策を実施していきます。

さて、昨日の長岡議員に答弁したとおり、緊急性ですとか、安全性の確保など、4つの条件全てを満たしたとき、市長の判断で緊急銃猟が実施できることとなりましたが、人の身体に危害が及ぶ恐れがあることから、まずは市としては追い払いで対応したい、そのように考えております。

しかし、万が一の緊急銃猟の実施に備え、対応フローですとか連絡体制、関係機関の役割など、整理する必要があることから、郡上市猟友会や郡上警察署など関係機関の意見を伺いながら、緊急銃猟実施マニュアルを作成しているところです。

また、定期的に机上訓練、実地訓練を実施して、関係機関の連携を密にするとともに、課題等を共有していきたい、こんなふうに思っております。

加えて、熊出没時に対応される郡上市猟友会の方々の日当ですとか、緊急銃猟に必要な消耗品の購入などに係る予算を、本議会に追加で上程させていただく予定でございます。緊急銃猟を実施した他の自治体の情報も参考にしながら、適切に対応できるよう準備をしまいたいと思っております。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5番(みずのまり) 御説明ありがとうございます。

農林水産部は人手が不足する中で対応に追われており、極めて過酷な状態だと思います。これは以前も申しあげました市民の安心安全を守るために、最も大事なのは、まず職員の健全な精神と健康が守られることです。どうか余裕をもって、職務に当たっていただきたいと思います。

本来、緊急銃猟というのは、現場で膠着状態になったときの最終、最終、最終手段です。安全に完遂するには、行政と猟友会と警察の連携が不可欠で、これはそんなに簡単にはいかないと思います。郡上市のペースでいいので、じっくり時間をかけてやってほしいですね。無理して急ごしらえの体制で臨んで、事故ったら元も子もないですからね。まずは見回り、追い払いといった初動オペレーション、基本中の基本のオペレーションができるようになることが大事かなと思います。

こちらをちょっと御覧ください。資料を御覧ください。

こちらの資料は、政府の熊対策パッケージの資料です。いろいろこれ書いてあるんですけども、特に重要なのは一番下の部分です。私たちにとって一番大事な部分は、一番下の部分ですね。

経費に特別交付金つけますよと書いてあります。人件費とか電柵とか熊スプレー、道の整備などいろいろ入っているわけですね。これから私の後に、1番の北山議員が質問されると思いますが、緩衝帯整備にも国の予算がばっちりつきます。緊急銃猟って、結局、対処療法で根治療法ではないんですね。本当はもっと本質的な取組にリソースを集中したほうが、中長期的にはメリットが大きい。こうした国の制度を積極的に活用していただいて、財政的にも余裕をもって対処療法、根治療法をバランスよく取り組んでいただきたいと思います。

次の質問です。

それでは、次、猟友会についてお尋ねしたいと思います。

猟友会には、実は事務作業に対応する猟友会事務局なるものがございまして、郡上市はそれがお役所の中にあるんですね。職員の方がその事務作業を兼任しています。事務作業って言いますけれども、狩猟者登録の手続から、集金から、会計業務から、本当に何から何まで全てやってるんです。これが普通に当たり前のように行われているんですが、実はものすごく変なことなんですね。

これがどれくらいおかしいことかと言いますと、猟友会というのは民間の地域組織なんです。例えば、これ自治会とか町内会とかね、猟友会って要は同好会ですから、何ならゴルフの同好会でもいいんです。そうした民間団体の事務や会計を市役所の職員の人がやっているっていうね。そう考えるとどうですか、これ。おかしいですよ。そう思うとおかしいですよ。

何でこうなったのかということなんですが、害獣駆除に関しては、行政と猟友会が共同で事業に当たってきました。それが歴史的にずっと続いてきたわけですね。このため、いつしか猟友会の仕事は役所がやって当たり前という感覚が定着しました。この当たり前を疑わないことによる弊害というのがございまして、例えば猟友会の中のいざこざ、トラブルを市の職員が対応するとか、猟友会のクレーム対応で仕事が中断する。ひどい場合は、職員が土下座までしたという話を聞き及んでいます。何なら猟友会というのは行政が仕切って、行政の組織だと思込んでるとか。ある意味、暴力的で不誠実な世界をつくり出しています。ここには、当たり前を信じて疑わない私たち自身のメンタリティの問題があると思うんですね。

ここでこれがどれくらい行政の手間になっているか、今から質問したいと思います。これは、私たち市民の側の問題なので、市民の人たちに知ってほしくて、今から質問します。それでは、お尋ねします。

郡上市では、猟友会の会計を含めた事務作業を市の職員が兼務しているが、どれくらいの職員がこれに当たっているのか、職員の仕事をどれくらい圧迫しているのか、数値化するのは困難でしょうが、可能な限り教えてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えします。

郡上市猟友会の会計管理や会員からの会費、登録費の徴収、総会、役員会の開催のほか、郡上総合射撃場の維持管理などの事務について、私ども林務課が担当しております。

また、地域ごとに設置されています支部の事務については、八幡地域は林務課、それ以外の地域は各振興事務所で担当しております。ほかの業務も兼務してございますけれども、林務課については2人、各振興事務所では1人が猟友会及びその一部の事務を担当しております。こうした事務は、旧町村が有害鳥獣捕獲の関係で、地域の猟友会事務局を担当し、合併後も整理されずに継続してきたものというふうに思っております。

一方、市の行政事務については、年々多様化、複雑化し、職員の業務量というのが非常に増大しております。職員数の増加が見込めない中で、限られた人員で適切かつ効率的に業務を行っていくためには、外部へ任せられる事務は外部へ任せるなど、一定程度の事務の合理化は必要です。

議員が指摘されるように、郡上市猟友会事務局の事務は、本来、会員自らが担うべきものであることから、段階的に事務局の事務を移管していきたい。また、各支部の事務の移管についても、郡上市猟友会と調整した上で判断してまいります。

なお、事務局の事務を移管しても、熊の出没時の対応などは、これまでどおり市が猟友会と連携して対応していくとともに、有害鳥獣捕獲の許可や報償費の支払いなど、狩猟行政の事務については、これまでどおり市が担当してまいります。

（5番議員挙手）

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 御説明ありがとうございます。よく言っていただきました。本当にありがとうございます。

この仕事は、本来は猟友会の人たちが自分たちでやらねばならないことです。貴重な時間と人員を割いていただいていることを、重く受け止めております。熊対策のように、行政と猟友会との連携プレーが要求される場面は、今後も増してくると思います。お互いの関係、在り方を見直すよい機会だと思います。

幸いですが、猟友会の若い人たちの中には、こうした組織の問題に気づいておられる方もお見えになります。よく話し合っていて、今すぐは無理でも、中期的に事務局を猟友会に戻す、移管する計画を進めていただけるといいのかなと本当に思います。

市民の人たちに、ぜひ聞いてほしいことがあります。今、私の目の前に、執行部の方々がお見えになりますが、ここにいる公務員の人たちは、みんなのお金を集めて働いてもらっているんですね。だから、なるべくみんなのためになるような仕事をしてもらいたいと思います。いくら市民のためといっても、特定の人たちだけが得をすとかね、特定の組織、集団に便宜を図るとかね、そ

れは本来的な行政の仕事でも議員の仕事でもないわけですね。

みんなでやらまいかの精神というのがございますが、これはワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンじゃないと駄目だと思うんです。ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンでワンセットです。みんなと言いながら、結局特定の集団、誰かのために働いていたら、それは既得権益ってやつじゃないですか。

実は、私は全く同じタイプの質問を、郡上おどりを一般質問で取り上げた1年前にもしています。郡上おどりも、またどこまで市が関わるべきなのかという問題を潜在的に抱えています。郡上おどり、猟友会だけじゃない、それ以外にもね、この町のそこかしこによく似た問題があるとは言いませんが、あるんじゃないかなという。

最後になりました。私はこう思います。不便だから、何もないから人が出ていくんじゃないで、自分たちが当たり前としてきたことを疑うことができない、アップデートできない、これに失望して地域から人が去っていくんじゃないですか。ものの考え方、価値観に失望して人が去っていくんじゃないかというね。

そして、地域社会は、当たり前を当たり前生きる人たちだらけになっていくっていう。私たちは、そろそろこの自分たちの当たり前を見直す時期に来ているんじゃないかと。市民と行政、お互いの関係を見直す。当たり前だと思っていたことを見直すんです。当たり前をぶっ壊す。それはこの郡上で新しい当たり前をつくるっていうことです。当たり前をぶっ壊す。新しい伝統をつくる。郡上のニューオーダーをつくる。そういう時期が来ているんじゃないかなと思います。

これで、一般質問を終わります。プルスウルトラ、よいお年を。

○議長（森藤文男） 以上で、みずのまり議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。よろしくお願ひします。

(午前10時08分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

○議長（森藤文男） ここで、改めて傍聴をされている方をお願いを申し上げます。議会に関心を持っていただきまして、出席ありがとうございます。携帯電話をお持ちの方はいま一度マナーモードにさせていただくか、電源をお切りになるか、会議の妨げにならないように御配慮のほうをよろしくお願ひをいたします。

◇ 大坪隆成議員

○議長（森藤文男） それでは2番 大坪隆成の質問を許可いたします。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

今回の一般質問では、初めに放課後等デイサービスの提供体制について伺います。

放課後等デイサービスは、児童福祉法の規定に基づき、学校に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他便宜を共有するサービスで、本市では市が直接運営する事業所が、八幡、白鳥の2か所でサービスの提供を行っています。今年度、委員会視察では、白鳥の事業所を訪問させていただきました。

1つ目の質問です。障害者総合支援法第89条では、市町村は必要なサービスの見込み量を算定し、提供体制を確保するための施策を定めることが定められており、郡上市においても障害福祉計画でサービス見込み量が算定されています。

資料をお願いします。

次のページをお願いします。

放課後等デイサービスの見込み量及び確保施策では、第3期、令和6年から8年度における利用見込み者数を22名、月当たりのサービス提供見込み量を70回とされています。しかし、実際には現在の利用者数は、月36人程度と伺っています。計画値を大幅に超えている状況で、現行の提供体制でニーズに対応できているのか、まず確認します。

実際のところ、大きく利用希望者が増えている現状を踏まえ、見込み量の設定の根拠と妥当性をどのように検証しているのか、またこの見込み量を必要があれば見直す考えはあるのか、見解をお伺いします。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

計画の見込み量は、策定前3年間の実績に基づいて設定をしております。実績に基づく設定のため、コロナの影響による利用控えの補正は行っておりませんので、利用者数が見込み量を上回っていることに影響していることも考えられると思います。

なお、見込み量設定時点では、職員減といった供給体制については考慮しておりませんので、見込み量の設定には影響はございません。

直近3年間の実績としまして、令和5年度の利用者数は月当たり25人、利用量として月当たり78件、令和6年度は利用者26人、利用量が91件、令和7年度8月末時点での利用者36人、利用量が98

件です。これには市外事業所の利用者も含まれます。

計画における見込みは、月当たり利用者20人、利用量が70件ですので、かなり上回っている状況です。令和6年度は不登校となり、他市の事業所を利用された児童や市外の学校に通学され、同系列の事業所の放課後等デイサービスを利用される児童があり、想定外の利用が増加したことが見込み量との差となったと考えられます。

令和7年度は、小学校入学により終了と見込んでおった児童が、引き続き利用を希望されたり、従来よりも長期間利用される児童の増加があったりしたことが、見込み量を上回った要因と考えております。年度によって想定外の利用が起こることが、見込み量を上回ることに繋がっております。

計画においては、アンケートの結果を反映し作成しますが、第3期の計画作成時のアンケートにおける放課後の過ごし方や、今後の過ごし方の希望に対する質問への回答において、自宅で過ごしている、習いごとに通っている、こういった回答がいずれも半数以上であったため、家庭で過ごすことや地域社会での活動を行うことができていると捉えておりました。

しかし、この中には条件を整えばサービスの利用を希望される方も含まれているといったことが考えられますので、今後、見込み量の設定においては、実績だけではなく、実情に即した利用需要の把握が可能となるよう、アンケート項目の見直しを行っていきたいと考えております。

来年度は第3期計画の最終年度となり、次期計画の更新作業を実施しますので、需要を正確に把握して施策に反映させたいと思います。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) このニーズ調査というのは非常に重要で、まず地域にどのようなニーズがあるかということ把握した後で、サービスの見込み量を決めてサービスの提供体制を整えていくと、こういう流れになりますので、アンケート調査ももちろんですが、できるだけアウトリーチをかけながらも、リアルなニーズを把握していただきたいというふうに思います。

次に、運営体制について伺います。

先日ですが、特別支援学校に通う保護者の方からお話をお聞かせいただく機会を得ました。その中で、放課後等デイサービスのお話が出ました。保護者の方からは、利用時間の延長や送迎のサポート、また長期休暇中のサービス利用について、いろいろなお話を聞かせていただきました。

このニーズについては、実は障害福祉計画にもしっかりと記載がされており、利用回数や時間の延長を求める声が多くなっていることから、受入れ体制の整備をしていくという記載がなされていますが、実際この整備状況についてどのような取組が進められているのかお伺いします。

また、市が直接サービスを提供している放課後等デイサービスですが、市直営と言いながらも事

業の自立性は必要不可欠だと思います。2か所の事業所の加算所得の状況も含め、事業としての自立性を高めていくためにどのような取組を行っているのか、市として市が直営でサービスをしている現在の体制をどのように評価しているのか、お伺いします。

さらに、この計画の中にある近隣市の事業所との連携について、これは市内の受入れ不足を行うために他の市のサービスを利用していくということなのか、それとも質の向上を目指して他の地域のサービス事業者と連携を図っていくのか、この連携が必要とされている背景と現在の取組についてお伺いします。

次のページをお願いします。このまた次ですね。

併せて、計画に記載されている令和8年度に整備予定の重症心身障がい児を支援する放課後デイ、児童発達支援事業所の設置の検討状況と、この予定表では令和8年度に単独で事業を実施するというふうになっていますが、この計画の進行状況についてお伺いします。

以上、4点について説明をお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 市では、南部子ども発達支援センターひまわり、北部子ども発達支援センターたんぼぼの2か所にて、保護者の送迎の下、放課後等デイサービスを実施しております。11月末現在、ひまわり20名、たんぼぼ11名、計31名の児童が在籍し、そのうち長期休暇時のみの利用児が6名あります。11月の利用実績としては、ひまわり24回、たんぼぼ33回、計57回となっております。

各センターでは、放課後等デイサービスのほかに、未就学児を対象とした児童発達支援、訪問支援員が保育園等を訪問し支援を行う保育所等訪問支援を行っております。

放課後等デイサービスと児童発達支援については、放課後と園児の降園後の利用ニーズが高く、特にひまわりにおいては、双方を並行して実施するための指導員と指導室の確保が難しく、現状においてはニーズに合わせたサービスの提供は困難な状況があり、長期休業時以外で放課後等デイサービスを利用される児童に対しては、月2回までの利用としていただくようお願いをしている状況です。

また、長期休暇時のみ利用を希望されている児童において、手帳を所持し、個別対応での療育が必要な児童についても、ニーズに対応する指導員確保が難しい状況となっております。

職員配置については、幼稚園、保育園、子ども発達支援センターの保育士全体の数で配置数を調整しており、それぞれの在園児数、利用者数に応じて保育士1人当たりの園児数の基準、職員の負担の平準化を考慮して配置を行っておりますが、現状では、保育士が慢性的に不足しており、各園、各センターの要望どおり十分な配置ができていない状況です。

こうした状況において、送迎の未実施、市外事業所の利用、長期休暇中の受入れ不足等においては、御家族に時間的負担、経済的負担、心理的負担をおかけしていると思っております。

しかし、送迎に関しては、負担がある反面、保護者による送迎を行っていただくことで、定期的に保護者と対面での報告や児童に関する状況の共有が可能となり、事業所と保護者の信頼関係が構築しやすいこと、児童の実態や関わりを理解する上で連携が取りやすいこと、通所支援計画の進行管理や調整が円滑に行いやすいことなどのメリットもあると思います。

現在、市内の公立保育園において、人員不足により保護者の送迎にて通園をいただいている園があることと同様に、現時点で事業所による送迎を行うことは難しい状況です。

市外利用、長期休暇中の受入れ不足について、特に頻回な利用や長時間の利用を希望される児童においては、市外事業所で放課後等デイサービスを利用される児童が一定数見えることや、障がい程度が重い児童におかれては、受け入れ可能な事業所での放課後等デイサービスの利用を希望されていることは把握しておりますが、御希望どおりの回数や長時間の受入れについては、配置可能な職員数や指導室の利用状況から、安心安全なサービス提供を第一に考えると困難な状況です。

こうした状況の中、放課後等デイサービスの必要性を鑑みて、少しでもニーズにお答えできるよう、児童家庭課が所管の登録保育士を活用し、指導員の休暇や長期休業時の代替指導員として確保することや、ニーズに応じた長期休業中の受入れを行うため、一定期間、児童発達支援を休業、放課後等デイサービスのみを実施し、指導員を確保する。指導室確保のため、他の公共施設を使用してサービスを実施することなどの努力をしております。

今後も引き続き、人材確保を行い、指導室の利用を増やすことが可能となるよう、関係課と調整を行うとともに、保護者の皆様の御理解、御協力を得ながら、できる限りの事業所運営を進めていきたいと考えております。

なお、加算については、ほかの直営施設の介護職などと同様、加算算定には様々な支障があり、実現には至っておりません。

次に、近隣市との連携についてお答えします。

11月末現在で、近隣市の放課後等デイサービスを利用している児童は3名で、保護者の就労により土曜日、祝日、長期休暇時に利用、あるいは他市に通学し、放課後にサービスを利用されておられます。

障害福祉計画に記載している近隣市との連携とは、ニーズに応じた受入れが困難な部分を近隣市の事業所に補ってもらうためのものとなります。近隣市の事業所が本市の児童の受入れを始めたのは平成29年からで、当時は美濃市の事業所が美並地域まで送迎バスを運行、放課後などは主にそのバスの送迎によりサービスを利用されておりましたが、現在は利用者の増加などにより美濃市の事業所の利用はありません。また、関市の事業所を利用している児童については、毎回保護者の送

迎が必要であり御負担をかけていると理解をしております。

今後、ニーズに合わせた放課後等デイサービスの受入れ体制を整備することは、保護者の負担軽減を図る重要課題と考えています。

近隣市との連携は、受入れ不足を補うこと以外に、サービスの質の向上も目的としております。現在、利用されている3事業所には、個別支援計画を作成する郡上市の児童発達支援管理責任者、相談支援専門員が訪問し、利用時の様子や支援内容等について情報を共有し、今後の支援に生かすことができるようにしており、より質の高いサービスを提供できるよう連携を行っています。

計画には、国の方針に基づいて、令和8年度末までに、市として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保すると記載していますが、市内の設置はできておりません。当面は、中濃圏域に2か所ある施設の利用を検討していくこととなります。現在、本市において対象となる児童は少数ですが、居宅訪問型児童発達支援と放課後等デイサービスを利用されておられます。

人材が不足する中、設置に必要な専門職である看護職を確保して、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを単独で整備することは困難な状況でございます。

まずは、既存の子ども発達支援センターひまわり、子ども発達支援センターたんぼぼにおいて、居宅訪問型児童発達支援や母子通所という形で受入れを行いながら、整備について検討を行ってきたいと思います。

一方で、子どもの減少が続いていることもあり、市内の私立を含めた幼稚園、保育園、こども園の適切な体制についての検討も進め、その中で、療育体制についても併せて検討していくべきであると考えております。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございました。

最後に答弁があったように、現在の保育園や幼稚園の見直しを含めて、提供体制の見直しも検討していくという、そういったことは本当に前向きなお話だったかなと思いますので、期待をしております。

先日お話を聞かせていただいた保護者の方からは、郡上市以外のサービスを利用しながら、郡上にもこんなサービスがあったらいいなと話しているうちに、どうして郡上ではこんなサービスが受けられないのでしょうかと、そういう話になりました。

山川市長は、若者の未来に賭けると、子どもたちの未来を明るくしていくということを選挙公約に掲げられて当選されました。子どもは少なくなってきましたし、放課後等デイサービスを利用されるお子さんたちは本当に少人数ですが、こういった声があるということもしっかりとお届けし

たいなというふうに思っていますし、ぜひそういったニーズに応えていただけるような、郡上市の児童福祉行政であってほしいなというふうに思います。

続けて、現在、郡上市内において放課後等デイサービスが、市が直営で運営する事業所しかないというのは、多分県内でもそれほど多くない事例かと思います。これは本市の大きな特徴であって、同時に構造的な課題でもあるかなというふうに思います。

市として、なぜ民間参入が起きていないのか、民間事業所が郡上市内でサービスを提供することができないのか、その要因分析をどのように行っているかお伺いします。その上で、本市は今後、直営の放課後等デイサービス、こういった福祉事業所を、体制を強化してニーズに応えていく方向なのか、民間参入を促し体制を整えていくのか、その体制整備の方向性について見解をお伺いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 民間参入が進まない理由としては、まずは対象となる障がい児の数が少ないことがあります。18歳未満人口は年々減少しており、身体障害者手帳所有者は19人、療育手帳所有者は83人という状況です。

18歳未満の手帳所持者全てが放課後等デイサービスの利用を希望されることはないため、実際の利用希望者は少ないと思われまます。

また、手帳を所持していても、放課後の時間を家庭で過ごしたり、習いごとに通ったりしている児童も見えます。また、放課後児童クラブを利用している児童もあります。

次に、コストと収益性の要因があると考えます。事業所の運営には設備要件、職員配置基準、研修、保険、安全対策などの固定費がかかるため、特に利用者、利用日数が少ないと黒字化が難しい状況です。

特に郡上市においては、交通、送迎のコストが高くつくことが想定され、運営コストが増大します。また、郡上市は広域分散型の地域特性があり、送迎負担や通所の利便性が参入の障壁になっている可能性があります。

人材不足も深刻です。保育士と有資格者のスタッフ確保が難しいことも、参入の進まない要因です。また、地域の学校、医療機関、地域団体との連携が十分にできないと、利用者を増やすことや継続した運営が難しくなることも考えられます。

以上の要因により、民間参入が進まないのではないかと考えています。

過去には、市内法人による放課後等デイサービスの実施や、美濃市内の比較的郡上市に近い地域に放課後等デイサービスが開設されたことがありましたが、いずれも短期間で撤退されておられます。将来の提供体制について、優先課題として対応可能な人材の確保、指導室の利用調整を図り、

直営事業所の強化を図っていきたいと考えています。

しかし、全てのニーズに行政だけで対応することは非常に困難です。療育支援が必要な方に対して適切な支援が実施できるようにするためには、民間事業所、市民団体など、あらゆる地域資源の協力による児童の居場所づくり、支え手づくりも重要であると考えております。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。

市が直営で何もかもサービスを提供するという体制は、コスト的にも、また現在の郡上市の状況からいっても非常に困難だと思います。民間事業所の参入がされていないのは、少子化だとか、広い郡上地域というそういう課題もあるかということもよく分かりましたが、今あるサービスを上手に利用して組み合わせていながら、ニーズに応えていけるような体制の整備を望みます。

そもそも、障害福祉サービスというのは、障害者総合支援法において市町村が提供主体と定められており、同法第7条では、市町村は障がい者が必要な障害福祉サービスを利用できるように、必要なサービスを総合的に提供する責務を有すると明確に規定されています。

ただ、第88条では市町村は障害福祉サービスの需要に応じ、必要なサービス提供体制の整備を図らなければならないとされており、サービスを利用できる状態を整えることは、これは法に基づく義務であるということが示されています。本市が置かれた地理的、人口的課題を言い訳にするわけではなく、現実に即した最適な提供体制を、皆さんの声を聞いた上で適切に整備していくことを望んで、1番目の質問を終わります。

続きまして、重層的支援体制整備移行準備事業についてお伺いします。

近年、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、そして高齢の親が障がいがある子どもを支えざるを得ない世帯など、社会福祉領域では複雑で長期化する課題が増えています。

昨日の18番議員の一般質問でもありましたが、家族構成の変化や人口の減少によって、家族や地域の支え合う力は弱まりつつあり、制度の隙間に落ちてしまう相談が現場には確実に蓄積していることと思います。

高齢者や障がい者、子ども等を福祉の現場ではそれぞれの領域での専門性が求められるのはもちろんですが、複雑化している課題に対しては縦割りの専門性だけではなく、複数の領域を網羅した支援体制の構築が求められています。

また、これらの業務は相談援助業務に携わる援助者の個人のスキルや、個人が構築していったネットワークに頼るのではなく、仕組みをつくっていくことが慣用です。

社会福祉法では、市町村に対し包括的な支援体制を整備するように努力義務を課しており、本市では令和5年度から3年間、約1,600万を投じて重層的支援体制を整備する移行準備事業を進めら

れてくれました。

まず、本市が取り組んできた移行準備事業の成果と課題についてお伺いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 郡上市において取り組んだ重層的支援体制移行準備事業の3年間の成果について、まずは、部内や支援に関係する部署、団体の意識醸成のため、県の中濃圏域相談支援体制整備事業特別アドバイザーを講師に招き、学習会を開催し、縦割りの制度、分野ごとの支援から脱却し、断らない相談支援や多機関協働の理念を共有しました。

その他、関係する部署の職員が参加する会議や研修を通じて、部署間の情報共有や連携体制を検討し、重層的支援体制の実現に必要な土台ができたと考えております。

多機関協働の取組としましては、重層的支援会議を開催することにより、地域住民が抱える複雑化、複合化した課題や、従来の制度では対応しきれなかったはざまのニーズに該当する事例を具体的に把握し、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成、それに対応するための支援方法を試行的に実践するとともに、会議には精神保健福祉士をアドバイザーとして参加していただき、令和7年度からは、内容に応じて臨床心理士、司法書士などへの参加依頼を拡大しました。

地域に潜在する生活課題を把握するため、民生委員、児童委員、福祉委員、支援関係機関を対象にした実態把握アンケートを実施し、把握した内容を基に関係団体との協議を行って、今後必要となる支援体制について検討を行いました。

また、行政だけが取り組むのではなく、地域資源の活用、地域団体の協力を得て実施する必要のある参加支援の取組として、地域団体との意見交換会の開催、団体へ訪問しての説明を実施した結果、17団体に支援団体として登録をしていただきました。

課題としましては、本格実施に向けて、部内だけではなく市役所内外の一層の連携強化の必要性を感じております。また、準備事業機関で構築した連携体制やノウハウを、担当者や組織が変わっても維持、発展させるための向上的な運営体制の確立も必要であると考えます。

支援担当職員や部署だけではなく、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、NPO、ボランティア団体など、地域の多様な主体を伴走役として巻き込み、協働の体制を構築することが不可欠であり、重層的支援体制整備事業において配置する相談支援包括化推進員には、これらの地域資源を結びつけ、連携を調整するコーディネーターとしての役割に期待しております。

重層的支援体制整備の取組により、支援担当職員の負担軽減を図ることで、相談者、対象者に対する適切な支援を可能とし、対象者の利益にもつながることを目指しております。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） この事業は3年間の移行準備を経て、今後、本格的に実施に入っていく段階にあるのではないかというふうに思いますが、今まで培ってきたいろいろなネットワークや体制を活用して、充実した重層的支援体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、相談支援に携わる専門職の配置や育成について伺います。

先ほども説明ありましたが、郡上市においても福祉領域の専門職である社会福祉士や精神保健福祉士といった資格を有する職員が相談援助の現場で活躍されていると思います。専門性を有する職員は、複合的な課題を抱える市民への支援に必要不可欠で、重層的支援体制の整備においてもキーパーソンだと言えます。

そこで伺います。本市における福祉職のキャリア形成や専門職の採用の考え方、支援者を支える体制の現状、移動や兼務によって支援の理念やネットワークが途切れることを防ぐ人事運用上の工夫について、現状の整備や今後の強化策を教えてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 専門職の採用については、法令等により配置しなければならない職を確保すべく募集を行っております。キャリア形成では、昇任について一般行政職と同様に、人事評価結果と必要在級年数により昇任の可否を判断しています。

なお、監督職への昇任の際には昇任試験を実施しており、監督職としてふさわしい知識や能力を備えているかなどを確認しています。管理職については、人事評価の結果を参考にして協議により選定をしています。

市役所職員として必要なスキル形成では、人事課の計画する研修を受講していますが、専門職としてのスキル形成では担当課において研修等を受講させております。

人事評価については、郡上市では職種に関わらず能力評価である職務行動評価、業績評価である役割達成度評価の2つの評価制度を実施しており、評価結果を昇任、昇給、勤勉手当の成績率などに活用しています。

専門職は、その職が必要とされる課に配置し、原則、職を必要としていない部署への異動は行っておりませんが、異動させる場合であっても、専門職の異動により支援が途切れることがないように配慮して実施をしております。

支援者を支える体制の現状については、さきにも述べましたが、現在は異動により配属となった職員が研修などを受けて相談支援に関するスキルを身につけて対応せざるを得ない状況です。また、経験を積むまでには相当な時間がかかっていることが現状です。

こうした状況の中、また職員不足の状況においては、組織的な支援体制の構築が必要であり、先ほどの答弁でも述べましたように、重層的支援体制に取り組むことによって職員の負担軽減を図り

たいと考えております。

具体的には、不足する専門的知識などを補うため、外部も含めた専門職のアドバイスを受けることができる機会の確保に取り組むこと、参加支援団体の協力を得て支援対象者の居場所づくりを行い、担当職員、行政だけが関わっている状態の解消を図ることを考えています。また、令和8年度からは、健康福祉部各課が2階フロアに集約することにより、相互連携を取りやすくなることにも期待しております。

支援担当者の迷いや不安を軽減できるよう、部内に留まらず、庁内、庁外における横断連携の強化を図りたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) ありがとうございます。

それでは関連してですが、最後に、庁内体制についてお伺いします。

重層的支援体制の整備は、福祉部局に限らず、市役所全体としての連携の在り方にも関わる取組だと思えます。複雑化する課題に対応するためには、必要に応じて組織や機能の見直しが必要で、縦割りを超えた協働体制を構築していくことが重要です。

そこで伺います。この事業を通じて、市として、庁内連携や業務の進め方をどのように見直し、今後どのような挙動的な仕組みにつなげていこうとしているのか。先ほど答弁でもありましたが、2階に集約化していくという話もありましたが、そこら辺について教えてください。

また、本市には6つの支所があり、身近な相談窓口として一定の役割を果たしていると思えます。支所が持つ地域に根差した相談業務を、庁内にどのように横断的な相談体制の中に位置づけて反映させていくのか、連携をどのようにしていくのか教えてください。

以上について、本市の考え方についてお伺いします。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) 議員がおっしゃられるように、重層的支援体制の整備は福祉部門の課題解決にとどまるものではないと認識をしております。市民の複雑化、複合化した生活課題に対応するためには、この事業を通じて縦割りを超えた横断的体制の強化を推進していく必要があります。

そのためには、1点目に、高齢、障がい、子育て、健康など、既存の相談窓口を横断的に機能させ、これまでも取り組んでまいりましたが、断らない相談支援の一層の充実を図ること。

2点目としまして、相談内容を共有して、必要な部署へ迅速につなぐための情報共有を行い、特定の職員が抱え込まない体制をつくること。

3点目として、福祉部門だけでなく、教育部門、住宅部門、総務部門、税務部門など、多岐にわ

たる部署の担当者による協議を行い、単一の部署では解決できない複雑な課題に対し、複数の部署がそれぞれの専門性を持ち寄り、共通の目標に向かって支援方針を決定、実行するプロセスの定着を目指すことに取り組みたいと思います。

このように重層的支援体制整備については、組織の連携強化を最重要施策の一つとして位置づけており、様々な取組を通じて、全庁的な協働体制構築の推進、顔の見える庁内体制にしたいと考えております。

御質問にあったように、地域振興事務所については、これまでも身近な相談窓口として重要な役割を果たしてきました。重層的支援体制整備においても、連携は不可欠であると考えております。

具体的には、これまで相談の内容によっては担当部署が特定できないものもあり、適切な支援につなぐことが難しい場合もありました。今後、重層的支援体制について、庁内での連携を強化することにより、特定できない内容の相談もつなげやすい環境づくりを行いたいと思います。

また、各地域の民生委員、児童委員の皆さんには、重層的支援体制整備においても役割を担っていただく必要もあるため、その事務局であることや、参加支援で協力を必要とする地域資源をよく知っている振興事務所との連携をさらに強化する必要があると考えております。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。

重層的支援体制、何か言葉は聞くけど一体どういうことか分からないという声が多いかと思いますが、今回、質問を通じていろいろな情報を共有できたのではないかと思います。

私は、病院や介護施設で相談援助という現場で仕事をしてきました。複雑に絡み合った福祉的な課題に向き合うと、支援者としてはときには深い孤独感を感じたり、自分の力のなさ、自分の力の限界に打ちのめされることが少なくないということを身をもって体験してきました。

もちろん、相談援助に関わる者一人一人が普段の努力が欠かせないのは言うまでもありませんが、しかし、個人のスキルに依存した俗人的、偶発的な支援では、継続性にも公平性にも問題があるかとそういうふうに思います。だからこそ、市として支援が体系化され、誰が担当しても必要な支援につながる仕組みを構築していく。これが重層的支援体制の整備の肝になるのではないかと思います。

また、支援を担っている職員が孤立をしない。そして疲弊をしないような体制づくりというの、同様に重要なことではないかというふうに思います。重層的な支援体制の整備を通じて、これらの課題に対応していくことで、郡上市の福祉がよりよくなり、市民が安心して相談できる体制が着実に構築されることを強く期待をいたして、今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定しております。

(午前11時05分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 北山浩樹議員

○議長（森藤文男） 1番 北山浩樹議員の質問を許可いたします。

北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 1番 北山です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

11番の長岡議員、5番 みずの議員に続き、熊関連の質問ですが、私は少し視点を変えさせていただきます。熊対策の構造問題と抜本転換、緊急措置という大項目として質問をさせていただきます。

近年、全国的に熊に関する報道が多く取り扱われております。本市においても、熊の出没件数や活動範囲が危機的に拡大をしております。市内で、昨年度熊の目撃は19件でした。本年は現段階で既に50件と倍増しており、過去最多、市民が不安な生活を強いられる事態となっております。

この状況は、もはや地域特有の問題でなく、国レベルでも議論されるべき緊急事態として認識する必要が我々にはあるのではないのでしょうか。議会としても対策の提言をしてきました。しかし、従来の対策では限界があり、今こそ中長期的な視点から抜本的な転換が求められています。

短期的対応としての緊急銃猟を否定するものではありません。昨日の11番 長岡議員、さきの5番 みずの議員の話にあるとおり、緊急銃猟というものはあくまで最終手段であり、本来はそうした事態を未然に防ぐ予防策こそが重要なのではないのでしょうか。なぜこのような状況に至ったのか、本市としてもその構造的な課題に正面から向き合っていく必要があるのではないのでしょうか。

そして、私は問題提起としてバッファゾーンの喪失の構造、そして長期的戦略を提言をさせていただきたいと思います。熊問題の背景には、本市のような中山間地域が抱える構造的な変化があります。

画像をお願いいたします。

タブレットでお示した画像は崩壊したバッファゾーン、いわゆる緩衝帯というものの図になります。かつて人の手で管理されていた田畑や里山は、人口の流出により過疎化が進み、奥山と人里の境界が曖昧になってきています。ここで紹介した画像の破線部分が、その曖昧な境目という表

示になっております。これらが熊の目撃多発を招く根本原因ではないのでしょうか。

ある報道では、現在のこのような状況をディフェンスライン、いわゆる緩衝帯が下がり続けた結果ではないのかというふうな指摘もされています。これは10年間熊保護が進む一方で、里山のバッファゾーン維持管理が後回しにされた結果ではないのでしょうか。

本市が施政方針に取り入れている森林環境譲与税の活用は、大変重要です。国の森林・林業基本計画が定める森林の多面機能の維持を鑑み、この税の使途を単なる森林整備に留めるのではなく、住民安全に直結する熊対策としてのバッファゾーンの再構築にこそ、戦略的に振り向けるべきではないのでしょうか。

次の画像をお願いします。

ここで言うバッファゾーンの再構築というのは、この画像にあるとおり、単なる放置林の解消ではございません。熊の行動習性を踏まえ、集落から奥山にかけて下草刈りや広葉樹の適切な配置を行ない、人里への誘引を防ぐ植生を意図的に作り出すことを意味します。この技術的な知見と管理手法の確立こそ、市の責務ではないのでしょうか。

私は本市がバッファゾーンの意図的な再構築を最優先課題とし、そのための安定的な管理基盤となる制度の確立を急ぐべきだと提言をいたします。ただ、この制度においては里山の管理主体を明確にし、地域住民や専門団体との連携強化を前提とすべきです。さらにこの制度を支えるためには、財源の戦略的活用も不可欠です。

次の資料をお願いします。

この資料を御覧いただくと分かると思いますが、国の森林環境譲与税は全国一律の交付財源であり、森林境界の明確化やバッファゾーンの設定など、基盤整備いわゆるハード事業に活用ができます。

一方、岐阜県独自の森林環境税は自主財源であり、地域特性に応じた柔軟な施策、いわゆるソフト事業に使うことができます。例を挙げるとすれば、住民参加プログラムの支援や教育の啓発活動にも利用できるというわけです。

このように両財源を組み合わせることで、制度的な整備と地域の実情に応じた対応を両立させることは可能なのではないのでしょうか。戦略的活用は市民生活にも直結をします。バッファゾーンが再構築されれば、熊の人里侵入を未然に防ぎ、農作物や通学路での危険を減らすことができます。つまり、単なる森林整備ではなく、市民の安全保障という面の意味も持つのです。市民の安全確保と森林管理の抜本的改革を進める上で、長期的な予防戦略の実現を強く要望し、2つ質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

長期戦略・森林環境譲与税を活用し、バッファゾーンの再構築をいつからどのように行うので

しょうか。広大な森林面積を持つ当市を、一度にバッファゾーンとして構築するには、膨大な時間と労力、そして地域住民の協力は不可欠です。

そこで、予防戦略を実効性のあるものとするため、段階的な実施これを提案いたします。具体的には地域住民などの協力が確約される地域をモデル地域と位置づけ、まず試験的にバッファゾーンの構築と管理を実施してはいかがでしょうか。結果、獣害の減少という確かな効果が確認できたのならば、その知見や成功体験をモデルとして、地域協力の確約が得られるところから、市内順次各地域に進めていくという手法を検討すべきではないでしょうか。

これは長期戦略を、具体的な市民参加と実績に基づく展開につなげるための重要なプロセスであると考えます。これに対する考えをお伺いいたします。

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員の質問に答弁を求めます。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

奥山と人里の間に一定の幅でバッファゾーンを整備することは、熊等の鳥獣害対策の一つとして有効であると認識しております。

この11月に国が公表しました熊被害対策パッケージにおいても、短期的な取組の一つとして、緩衝帯の整備の支援が上がっております。

しかし、森林を伐採すると日当たりがよくなることから、継続的に刈り払いや見回りなど維持管理をしないと、数年のうちにやぶとなり、かえって野生生物のすみかとなる恐れがございます。

これまで生活保全林整備事業において、人家裏の立木の伐採を支援してまいりましたが、森林所有者が適切に維持管理をしないことから、やぶとなってしまった地区が散見されております。

こうしたことから、現時点ではバッファゾーンの整備を支援することは考えてございません。ただ、市民一人一人が自分たちのこと、当事者であるとの認識を持ち、整備後も責任を持って管理していただけるのであれば、国や県の補助の活用など支援を検討してまいります。

（1 番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 御答弁ありがとうございました。

今、バッファゾーンの構築につきまして、モデル地区というわけではありませんが、熱意ある地域については前向きに検討をしていくというお答えをいただいたというふうに認識をしております。

お話にあったとおり、木を切りその後維持管理が続かなければ、逆に隠れ場所になってしまう。もちろんそういうリスクは当然にあることだというふうに私は認識をしております。なので、あえてお話をさせていただいた地域が熱意を持って自分たちでその後の管理をしていく、そういうとこ

については支援をいただけるというなお話でしたので、こういうことが緩衝帯、バッファーズの構築につながっていく一歩になるのではないかと私は思っております。御答弁のほうありがとうございます。

続きまして、質問の2としてお話をさせていただきます。

緊急対応についてということで、小項目2つに分けて御質問をします。

さきの質問のように、長期戦略やモデル地区での試験的実施の実現を待つ間にも、熊の被害による市民の安全の危機は進行していってしまいます。構造的な解決をするためには、もちろん時間も多く要します。目の前の危険から市民を守るため、緊急的かつ実効性のある対応が近々の課題ではないでしょうか。

つきましては、近々の安全確保のための短期的措置と県への働きかけについてをお尋ねいたします。熊を代表とした獣害に市民の不安が限界に達している昨今、メディアで多く取り上げられている緊急銃猟は、先ほどもお話ししたとおり一時的な対応であり、対処療法にすぎません。本来はそうした一時的対応を不要とする予防体制を確立する必要があるのではないのでしょうか。その上で、直ちに取り組む取り組むべき措置について、小項目2つ伺いいたします。

1つ目です。科学的検証に基づく計画捕獲の検討についてです。

熊は原則として、猟期が始まる11月までは捕獲が禁止されています。しかし、冬眠前の活動が活発になる9月から11月の間に市民の安全を守ることを最優先し、例えば市として数十頭程度の計画捕獲を検討してはどうでしょうか。この際、ただ捕獲をやみくもに行うのではなく、捕獲後の目撃情報や痕跡の推移をデータ化し、目撃数の減少など、ある程度の効果が認められた場合には捕獲を中止するなど、科学的検証に基づいた柔軟な措置を導入すべきではないでしょうか。

また、こうした措置は市民の感情にも関わるため、情報公開とその透明性の確保を徹底すべきと考えますが、これに対する市の見解をお伺いいたします。

小項目の2つ目です。県への働きかけの強化についてです。

熊対策を実効性のあるものとするためには、先ほどにも話が出ておりましたが、鳥獣保護管理法の運用の弾力化が不可欠ではないでしょうか。特に現場の危機的な状況と、国の定める原則論との間に生じるギャップ、これを埋めることは急務です。岐阜県江崎知事は県の重要課題に鳥獣害対策を上げておられます。この県の認識を追い風とし、市は現場の状況に即した具体的な措置を積極的に県に要望すべきではないでしょうか。

例えばです。有害鳥獣捕獲の支援強化、また実効性のある対応を市から県に積極的に要望していく必要はあるのではないのでしょうか。そして、広域連携という国の政策テーマを踏まえ、市域を超えた連携体制の構築も県に求めるべきだと考えております。

この2つの小項目に対して、市としての見解を伺います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

伊藤農林水産付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

現在、熊の捕獲は原則として11月15日から2月15日までの狩猟期間に限られており、熊の目撃件数の大半を占める10月に何かしらの対策が必要だというふうに認識しております。

熊の捕獲については、大きく狩猟、有害鳥獣捕獲、そして特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整の3つの方法がございます。そのうち有害鳥獣捕獲については、市町村長の権限で実施が可能なことから、例えば10月1日から狩猟が始まるまでの期間に限り、熊を有害鳥獣捕獲の対象とすることを検討したいと思っております。

併せて、熊用の箱わなは、イノシシ用に比べ強度が高く非常に高額で狩猟者の負担となっていることから、国や県へ財政的支援を働きかけてまいります。

捕獲頭数については、岐阜県における熊の生息数は増加傾向にあるとされていますが、被害の防止と個体数の適正な維持の両立を図る必要があることから、県や外部有識者などの意見を伺いながら決めることとしたいと思っております。

これまでも市は市長会などを通じて県へ熊対策について働きかけを行っておりますけれども、県から明確な方針は示されていない状況であり、今後も働きかけを続けてまいります。

なお、個体数調整につきましては、県に権限があり、現時点では熊を個体数調整で捕獲することは考えていないというふうには伺っております。

（1番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 御答弁ありがとうございました。

今、お話にあったとおり10月の空白期間、10月から11月15日までですね。その空白期間において、市長の権限で有害認定ということを検討していただけるということについては、とても高く評価をします。これはやはり市民の命を守るための僕は英断ではないのかなというふうには思います。これ以外にも、県との調整はいろいろあるかとは思いますが、しかしながら、現場の危機感、市民の安全を最優先にさせていただき、ちゅうちょなく県、国等への要望等の対応をしていただきたいと思います。

私が今回いろいろ熊の問題で取り上げたことというのは、里山が荒れ、バッファゾーンが失われていく、そして、獣害が増えていく現状ということを取り上げさせていただきました。しかし、これは市街地に置き換えてみると、空き家が増えそこが管理不全になる。そして、そこに動物が住みつき、トラブルになるといった構図と僕は大変よく似ているのではないかというふうに思っております。この空き家が増えていく、その原因は動物にあるわけではありません。その管理を放棄

してしまった人や環境側にあるのではないのでしょうか。

だからこそ今回お話をさせていただいた緊急銃猟のような対処療法、そういうものだけではなくどうしてこうなってしまったのか、なぜこうなってしまったのかという原因を真正面から向き合っ
て、地域が主体となってこの郡上市の環境を整え直す予防策、こういったものが必要なのではない
のでしょうか。

また、今回の質問を通じて長期的な里山の再生、そのような部分にも触れさせていただきました。
短期的な緊急措置、この両方、動き出すには大変時間や労力がかかるかとは思っております。そし
て、財源の持続性、先ほど話が合ったとおりに木を伐採後の下草の管理主体、そういうものの明確化、
このような問題は山積しておるかとは思いますが。

しかし、本日ここでお話をさせていただきまして、担当部長からお話のあった有害の認定をし、
捕獲を検討していく方向であったり、熊わなに対する補助そういうものであったり、そういう方向
性が示されたということは、市がこういう問題に対して前向きに対応していただけるんだという
ふうに私は確信をしております。

市民の安全保障のため、こういう政策はスピード感を持って実施されることを切に願っておりま
すが、各関係機関の調整等で大変なものはあるかと思いますが、市長先導の下、この問題について
市民の安全確保、大最優先として取り組んでいただきたいというふうに私は思います。

今回、この議会でたくさん熊の問題についてお話が上がりました。熊の問題というものが、これ
ほど私は多く取りざたされている記憶が実はないです。何十年前この郡上に祖父を頼り遊びに来た
ときでも、このような熊の話の家でしたことは実際ありませんでした。やはりそれは先ほど話した
とおり、山の環境が変わってしまっている、そういうことなのかなというふうに私は認識をしてお
ります。

今後、この郡上市というものは中山間地域、森林面積も多いため、こういう野生動物との共存と
いうものは決して避けて通れない問題だと思っております。その問題に対して、今後我々も議会と
して協力し、いろいろな議論を重ね、市民の安全について対応していただきたいと思いがたす。

これで、時間を大分残しておりますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうご
ざいました。

○議長（森藤文男） 以上で、北山浩樹議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時35分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） 16番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 風邪が治っておりませんのでせきが出ますが、マスクをしておりますと聞き苦しいかと思しますので、マスクなしでお話しさせていただきます。お許しを頂きたいと思ひます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。今回も2点お願いをいたしたいと思ひます。

まず最初に、人口減少問題を市民とともに克服するための対策室の設置を望むがいかがかと題しまして、お伺いをいたしたいと思ひます。

郡上市の人口減少には歯止めがかからず、減少の一途をたどる一方であります。いろいろな対策を講じましても、なかなか成果は見られず、関係人口の増加は見込まれても、それが定住・移住には至らず、人口減少問題の妙薬はなかなか見つからないというのが現状であります。

少子高齢化は全国的な問題でありまして、若者の都会への流出による一極集中を止めることもかなりの難問であります。若者が望む都会の暮らしやその価値観を地方で展開しようとしても、限界があるように思われます。ならばと云って、減少問題の解決に向けて努力を諦めるわけにはまいりません。また、打つ手を悩んでばかりいまして、時は過ぎていくばかりということでございます。

合併をいたしました平成16年には、人口は4万9,700人ございました。合併を契機に一挙に5万人にしたいということで意気込んで活動を進めてきたことを思い浮かべますが、その5万人を増やそうと思ひました人口も、20年たった現在、令和5年には増えるどころか3万8,000人の人口となり、この20年間に1万人以上の減少ということになっております。

政府機関の予測では、郡上市はこの先、20年後の2045年には人口2万4,000人ぐらいになるだろうと推測されており、さらに2050年には2万1,700人、2075年には1万3,400人と、減るばつかという状況の推測が出ております。このようなことにはなっていないと思ひますが、現在の減少率を計算しますとそういう計算が成り立つという数字が表れております。郡上市も消滅都市に向けて走り続けている感じがあります。

そこで、市の10年後、また20年後、さらにその先を見据えて、今からしっかりと取り組む必要があろうかと思ひます。今や人口減少問題は待ったなしの状況と思ひます。この件については、今さら私が申し上げるまでもなく、市長をはじめ、執行部においてはいろいろな対策を進めてみえると思ひますが、9月議会の一般質問で、6番議員の質問の答弁に対しまして、市長は、市民の皆さんに市の情勢をしっかりと説明し、理解を得る中で、市民一体となって諸問題に対して解決をしていかなければならないと申されております。まさに住民自治、市民ファーストの取組で、私も賛同いた

しております。

市民の皆さん方も、現状の状況を見ますと、この人口減少の問題をそれほどにまだ深刻に考えてみえないような雰囲気に見受けられます。しっかりと市民の皆さん方に将来的な現実を説明し、市民一人一人が今からできることを協力願うことが大切であろうかと思えます。特に人口減少がもたらす問題は多種多様でございます。多義多面にわたり行政の全ての部署に関係をしてまいります。そうしたことから、一部署にとどまらず、問題が発生するということが可能性があります。

したがって、全庁体制で取り組む必要があると思われます。それには、庁内の各部署より、二、三名の職員を選出していただき、兼任体制でよろしいんですが、そうしたメンバーで構成する人口減少問題に特化した、恒久的でなくても時限的なものでも結構なんですが、そういった対策室のようなものを設け、定期的に検討を重ね、全庁で情報を共有して、部署を超えた協力体制の中で実践・行動することを望むわけであります。既にこうした行動は起こされているかもしれませんが、執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

なお、この案件は、全庁体制に絡みますので、担当の副市長にお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

置田副市長。

○副市長（置田優一） それでは、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、合併時から現在に至る人口の推移、そして、2045年の将来推計といった厳しい現実を直視するとき、これまでの延長線上ではない強い危機感を持った対応が必要であるとの御見解に対し、その重要性を改めて認識しているところでございます。

御提案の全庁体制での取組につきましては、人口減少の影響が産業や福祉、教育、インフラ維持といった行政のあらゆる分野に波及する以上、特定の部署だけで解決できるものではございません。市役所全体が一丸となって取り組むべきテーマであるというふうに思っています。

一方で、全庁体制を実効性のあるものにするためには、単に人を集めるということだけではなく、各担当課が人口減少対策は自分たちの課の課題でもあるという当事者意識、すなわち主体性を持って事業を展開するということが不可欠であるというふうに思っています。

そうした考えに基づき、来年4月からの組織機構改革において、新たに設置をする市長公室内の企画政策課に、この人口減少対策の司令塔としての主導的な役割を果たせるよう、その体制を整えていきたいというふうに思っています。

御提案にあるような、各課から職員を選出して常設的な対策室という形も一つの手法ではありますが、まずはこの企画政策課が強力なリーダーシップを発揮して全庁的な調整を行う方針としています。その上で、事案の性質や緊急度に応じて、関係する部署の職員による分野横断的なプロジェ

クチームを機動的に編成することで、縦割りの弊害を排して、迅速かつ柔軟に施策を立案・実行できる体制を構築していきたいというふうに思っています。

議員が言われるように、行政だけで解決できる問題には限界がございます。今後は、全庁的な体制の下で、市民の皆様や地域団体、事業者の方々など、様々な皆様と膝を交えて意見を交換して、そこから得られた知見を施策に反映させ、オール郡上で協働してこの難局に立ち向かっていく、そうしたプロセスを重視していきたいということが執行部としての考え方になります。御理解のほど、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） ありがとうございます。詳細な御回答いただきまして、新年度より大きく機構といたしますか、組織の再編をやられるというのを、この原稿をつくる時点ではまだ耳にしておりませんでして、原稿ができてからそういうお話を聞きまして、恐らくや新年度からは新しい組織を編成した中でやられるのではないかとということで、期待をしてお話を聞かせてもらってありました。御答弁そのとおりになりましたが、しっかりとこの人口減少問題につきましては、今、副市長からお話ございましたように、うちのこっちゃないというようなことじゃなくて、みんなが一緒になって検討するという、私、いつも申し上げておるのは、厚い壁をつくるなよということが一番申し上げたいということで、部署の中に壁をつくらないで全庁体制でというのは、情報を共有してやってほしいという思いがありました。今、副市長の御答弁にありました、そういった内容で進めただけであれば大変ありがたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、このまず第1つ目の質問は終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問でございます。

郡上市森林の恵みを生かしたGクレジットの活用について。

地球温暖化の一因でもあるCO₂の発生に対し、その抑制や削減対策として全国レベルで取り組んでおられます。市においても、脱炭素社会を目指し、宣言を発しているところでございます。脱炭素対策では、CO₂を出さない対策、また、CO₂を吸収して削減へと結びつける対策など、いろいろございます。そんな中で、森林がCO₂を吸収してくれるのを利用する制度もございます。この件につきましては、6月の議会で3番議員より同様の質問がございましたが、再度お尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

市内の9割を示す山林の恵みを生かしたGクレジットの活用について、市内での活用は今後十分に見込まれるのか。または、あんまり期待はされないのか。また、どうすれば利活用がうまくいくのか。まずはその点を教えていただきたいと思えます。

近年、特に山林所有者の山離れが著しくなりました。農地の耕作放棄も問題になっておりますが、

それをはるかに上回る山林の場合は、山離れが始まっているのが現状でございます。

こうした山離れが進んでいる中、その対策の一つとして、森林環境譲与税を活用し、所有者の関心のない山林を集約することを目的に、森林経営管理制度を活用することによって適切な面積に集約し、Gクレジットが活用しやすいような体制づくりができないものかと思うわけでございます。

山林といいましても、樹木の種類や林齢など、様々でございます。どのような林相が最も適しているのか。それらを都合よく集約する必要があると思われまます。

県独自のGクレジット、また、国が推奨しますJクレジットがございますが、6月議会の一般質問で、3番議員の質問に対し、市の回答としては、今年度より準備を進め、来年度から販売に向けて努力していくとの答弁がございました。具体的にはどのように進めていかれるのか。

市の森林全体を利用するのはかえって困難であると思われまます。一部ずつ利用する形態になろうかと思ひます。そうなりますと、対象になる地域と対象にならない地域が発生をいたしませす。取りまとめや集約が難しくなるということも考えられまます。それらを考慮し、山林所有者とよく話し合ひ、集約できる地域とそうでない地域との連携、また、協調を図る必要があるかと思ひます。

森林の適正な保管理は、時がたつほど困難になってまいりませす。ましてや所有者の境界問題まで広げると、かなり重労働となつてまいりませす。少しでも早い時期に、市長が提案されております適当な面積・地域をまとめて、そして、その中で間伐の実施や、また、作業道の設置等、そして、今申し上げますGクレジットの導入など組み入れて、過去に検討されてきております、いわゆる山林のゾーニングに基づく林野の色分けというようなものをしっかりとしていくことが大切かと思ひませす。そうした点を踏まえまして、そのGクレジットの取組についての方法や対策を教えていただきたいと思ひませす。よろしくお願ひをいたしませす。

○議長（森藤文男） 答弁を求めませす。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたしませす。

Jクレジット、Gクレジットのどちらも、適切に森林整備が行われた人工林が対象でして、天然林と言われる広葉樹林を除き、郡上市では森林の面積の約6割に相当しませす。

今年度、市有林約200ヘクタールがGクレジットに計画登録されませす。順調に審査が進めば、令和8年度から8年間で約6,000トンのクレジットを創出できると見込んでおります。仮に1トン1万円で取引されるとしませしたら、約6,000万円の収益につながると見込んでおります。

今後は、市有林のほか、財産区有林やスーパー入会林に賛同していただいた森林にも広げていきたいと思つております。

現在、Gクレジットは、県森林環境税で間伐した森林のみが対象となつております。少しでも多くのクレジットが創出できるよう、森林経営管理制度により間伐した森林も対象にするよう、県へ

働きかけを行っているところです。

一方、Jクレジットについては、審査機関から、全国的に審査件数が多く、審査スケジュールの見通しが立たないとの回答があったことから、クレジットの創出は令和9年度以降になると見込んでおります。

なお、クレジットの販売収益につきましては、一旦、基金に繰り入れた上で、クレジットの対象森林であるかに関係なく、市全域の森林整備が進むよう、路網整備など、林業事業者の支援に充ててまいりたいと思います。

(16番議員挙手)

○議長(森藤文男) 原喜与美議員。

○16番(原喜与美) ありがとうございます。今、御答弁ございましたように、県主導のGクレジットにつきましてはかなり人気があるというようなことで、9年以降、すぐには取り組めんというような今お話を聞きましたが、郡上市、先ほどから申し上げておりますように、9割が山林で、その半分が人工林であります。そうした中であって、よそに負けないという表現は悪いかもかもしれませんが、負けないようにしっかりと取組をしていっていただきたいというふうに思います。

これらをやるにつきましては、今、部長さんから御答弁を頂きましたが、やはり山林所有者に対する意向調査等々も重要かと思っておりますので、そういった取組も当然、今のお話の中には詳細には出てこなかったんですが、そういった方法で作業は進めていかれるのではないかなと思っておりますが、私が懸念をいたすのは、山林所有者そのものは、どの地域はどこを今度やりたいんだ、こういう方法でやりたいんだというようなことをしっかり所有者が知っておられればいいんですが、Gクレジットって何やというような状況では事が始まらんというふうなことを思いますので、そういった点についても、大変かとは思いますが、山林所有者にはしっかりとお伝えをいただいて、そして、こういった方法があるんだということでこの事業を進めていっていただくということをよろしく願いたいと思います。

私はいつも時間を余らせてまして申し訳ないんですが、今日は全く半分の時間も費やしておりませんが、私の質問はこれで終わらせていただきます。詳細な御答弁ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時35分を予定しております。

(午後 1時20分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時35分)

◇ 田代まさよ 議員

○議長（森藤文男） 12番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので、失礼いたします。

2日目の最後でございますが、皆さんお疲れも出てきたようではございますが、最後までのお付き合いをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

先日、白鳥にも私のお家にも雪が降り積もりました。今朝もまだ雪が残っているところがございました。これから長い冬、雪と付き合っていかなければなりません、雪のことは後でお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目2つ、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組と大雪の対策について伺います。

初めに、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組についてお尋ねをいたします。ここでは小項目2つお願いをいたします。

小項目1つ目です。

若い世代の多くが都市部へ出ていき地元で働く人材の確保が難しくなっています。地元の企業では、なかなか人が集まらない、若い人が定着しないといった声があります。

そのような中で、若い人たちがUターン、Iターンで地元に戻ってきてくれるためには、企業にとっても働きやすく、暮らしやすい環境、ワーク・ライフ・バランスを大切にすることが欠かせません。

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と仕事以外の生活、家庭、育児、介護、自己啓発、地域活動などが調和し、どちらも充実している状態を指します。

単に仕事を減らすだけではなく、性別や年齢にかかわらず個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方を選ぶことで仕事もプライベートも豊かにする考え方や取組のことです。

なぜ重要かと言いますと、従業員は仕事と生活の両立が可能になり満足度が向上します。企業は生活性が向上され優秀な人材の確保や定着につながります。社会全体が活力あるものになります。など、よい循環が生まれるようになるためです。

そして、近年ではホワイト企業やエクセレント企業が注目を浴びています。ホワイト企業とは、従業員の働きやすさと企業の持続的成長を両立させている優良企業のことです。一般的には、労働時間や休暇の管理が適切で福利厚生が充実していて人間関係や職場の雰囲気も良好な企業を指します。従業員の健康や幸福を尊重し、長期的な視点で人材育成に投資する姿勢も特徴としています。

対照的な言葉でブラック企業というものがあります。

また、エクセレント企業は経営学の分野でよく使われ、著書にあるエクセレント・カンパニーが有名です。多くの都道府県が従業員の仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業をエクセレント企業として認定しています。

エクセレント企業とは、顧客を大事にする企業、お客様の声を生かしニーズに合った商品やサービスを生み出す企業です。社員を大切にする企業として、働きやすい環境づくり、挑戦を応援する文化、社員が誇りを持てる職場です。自主性、現場力が強い。現場の判断を尊重するなど明確な価値観や理念がある。変化に強い。失敗を恐れずに挑戦する。時代の変化に柔軟に対応する。そして、人、組織、文化が強い。財務だけでなく、企業文化、信頼関係が大切にされているなどが上げられています。

現代において、若い世代の多くがワーク・ライフ・バランスを大事にしている、給料が多いか少ないかというより、働きやすく、暮らしやすい環境が重視されているようです。

若者のU I ターンを促進していく上で、企業のワーク・ライフ・バランスの充実が欠かせない時代になってきています。市では、ワーク・ライフ・バランスをどのように位置づけ、どのように考えられているのか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 田代議員からのU I ターンを促進するための企業のワーク・ライフ・バランスの充実に関する質問に答弁させていただきます。

現在、日本全体の動向としまして、働き方改革関連法等の整備により長時間労働の抑制、働き方改革関連法等の周知、有給休暇取得の促進、育児・介護休業制度利用促進、在宅勤務・テレワークの普及支援、復職、リスクリング等になりますが、復職支援等の強化が進められています。

ワーク・ライフ・バランスは、人口減少、高齢化が進む地域において安定した雇用環境を創出し、子育て世代、若年層の市内定着を促す社会的に重要で大切な要素であります。

また、学生等の求職者にあってはワーク・ライフ・バランスを重要視する傾向にあり、就労先を選ぶ際には、議員もおっしゃられましたが、いわゆるホワイト企業といったフィルターをかけられ、ホワイト企業でなければそもそも就職先として選択肢としないという考え方を持つ学生が多いことを大学のキャリアセンターの担当者からお聞きすることが多々ございます。

一昔であれば、企業ブランドや給料などを重視した就職活動を行うことがスタンダードでありましたが、現在は、転勤が多い、ノルマがきついといった会社を敬遠され、労働時間や休日数といった点からのプライベートの充実ややりがい、キャリアパス、楽しく働きたいといった項目を重視する傾向があるようです。

こうした社会情勢を踏まえますと、市としましては市内事業者がワーク・ライフ・バランスの充実に取り組むことは大変重要であると位置づけし、ワーク・ライフ・バランスを重視する市内事業者を増やすことにより、人材の獲得、定着を通じて地域経済の安定化、活性化を図り、子育て、介護と仕事の両立を支援し、誰もが働きやすいまちづくりを目指して取組を進めていきたいと考えております。

この一つの取組としまして、県が認定しておりますエクセレント企業への認定取得の推進があります。企業の年休取得状況、所定の労働時間といった労務管理や女性管理職の登用割合などの女性の活躍推進、男性の育児休業の取得状況といった育児支援、さらには職場研修や離職率の職場環境、地域貢献、ダイバーシティといったオリジナルの取組などの5つの取組によりこちらのほうは認定をされるものです。

このエクセレント企業の認定により期待される効果としましては、求職者に対するニーズの合致、従業員の定着率の向上、早期離職の抑制といった面になろうかと思えます。

市としましては、郡上市産業支援センターを中心に郡上市雇用対策協議会、郡上市商工会などとともに、市内事業者が労働環境の整備や働き方改革を積極的に取り組まれるよう啓発活動や伴走支援を行い、ホワイト企業の増加、併せて就労者のワーク・ライフ・バランスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランスが重要で大切な位置であるということをお聞きしました。その重要で大切な位置と考えた上で2つ目の質問に行きたいと思えます。

先ほど粥川部長さんもおっしゃってみえたエクセレント企業のことに関してにもなりますが、もう一度、その件に関わるかもしれませんがお聞きください。

岐阜県では、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として市内の企業が99件上げられています。できれば、市内の2,600件ほどの企業全部が上げられるのが理想ではありますが難しいところがあると考えます。

推進企業のメリットとして、先ほどと重複をいたしますが、企業としては、企業のイメージの向上、人材確保の強化、従業員のモチベーション向上などが上げられています。従業員にとっては、働きやすい環境が整備されることで仕事と家庭の両立がしやすくなる。社会にとっては、ワーク・ライフ・バランスの現実に向けた取組が広がり、仕事と生活の調和が実現しやすい社会となるなどが上げられています。

郡上市の企業の中でエクセレント企業として登録されているのは8件です。エクセレント企業として登録されるのには大変な努力が必要とお聞きしています。

若い世代に選ばれる企業になるために働きやすい職場づくりが大切と考えた上で、柔軟な働き方や働きやすい職場づくりのために市としてはどのような支援や働きかけを行っているのでしょうか。

そして、若者世代はワーク・ライフ・バランスを大切にしている方が多いようですが、しかしながら、地元の企業の中にはワーク・ライフ・バランスを取り組むにはどのようにすればいいのか分からない企業もあるかと思います。分からない方へは取組方の方法を提示することも必要と考えます。

地元の高校を卒業し、都市部の大学に進まれることは致し方ありません。しかし、その子どもたちが郡上に帰ってきてくれる条件としてワーク・ライフ・バランスを重視しているのであれば、地元の企業の皆さんには、ぜひともワーク・ライフ・バランスの重要性を学んでいただき、取り入れていただくことはとても重要なことと考えます。

人を呼び込むには働きやすさが武器になるということを知ってもらうことも大切と思います。地元の企業がワーク・ライフ・バランスを取り入れてもらえる取組はどのようにされてみえるのか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 若者世代に選ばれる企業になるための支援について答弁させていただきます。

市としましては、先ほどの質問でも答弁させていただきましたが、県などのワーク・ライフ・バランス制度の認定推進により、企業の働きやすさが評価され、可視化される仕組みを通じて地域内における雇用の好循環を生み出すことを目指します。

現在、岐阜県におけますワーク・ライフ・バランス推進企業は2,016社、エクセレント企業認定社数は203社となっております。これに対しまして、市内企業におきますワーク・ライフ・バランス推進企業は※203社、エクセレント企業は議員がおっしゃられるとおり8社にとどまっている状況となっております。

議員がおっしゃられるとおり、市内には2,000社を超える事業者がある中であって、エクセレント企業認定を受けられている企業が8社ということは、事業者の中には本制度を承知されていない、もしくはその手続の煩雑さがネックになっているのではないかということも考えられます。

ここで、エクセレント企業に認定されることによるメリットについてお示しさせていただきたいと思えます。

エクセレント企業に認定されるメリットとしましては、県内のハローワーク等におきます求人票

におきまして、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業という表示をすることが可能となり、求職者に対して当該事業者がホワイト企業であることをPRできます。

また、県の中小企業資金融資制度にありますSDGs推進資金の利用が可能となるとともに、提携金融機関からの企業対象の資金融資、従業員が利用する各種ローンにおきます金利優遇措置が受けられることとなります。

このようなメリットについて、郡上市産業支援センターや郡上市雇用対策協議会、郡上市商工会等と令和6年度から取組を進めておりましたが、今後はさらに周知等を強化するとともに、個別相談や指導など認定取得に向けた支援を行っていく予定としております。

そのほかの取組としまして、本年7月にはワーク・ライフ・バランス充実への取組の一つとして、郡上市産業支援センターによります業務切り分け及びワーク・ライフ・バランスセミナーを行っております。

事業者は、当該セミナーを受講することにより近年増加傾向にあります短時間、短期間勤務に向けた業務の切り分けの必要を感じ取られ、今後の求人活動に向けた準備へと進めることができたのではないかと考えております。さらには、郡上市産業支援センターによる求人サイト、郡上お仕事マルシェの開設へつながっていくものと考えております。

就職先として選ばれる企業、事業所となるためにも働き方改革やワーク・ライフ・バランスの充実、さらにはエクセレント企業の認定に向けた取組は、若者のUIターンの意思決定を左右する重要な要素でありますので、今後も重要な施策として取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、こうした各企業、事業者の取組により企業価値の向上につながっていくことを周知させていただきたいと考えております。

以上、市内事業者のエクセレント企業認定の取得の強化と時流に沿った働き方への対応に向け、各種団体と連携をし取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。

聞くところによりますと、ワーク・ライフ・バランスの説明会などの講演とか、そういう勉強会などにもなかなか人が集まらないということもお聞きいたしました。

でも、これからはそんなことを言っていられない時代だと思います。しっかりと市内の企業の皆さんに説明をされ、受講者も増えていただき、そして、またエクセレント企業に認定していただける企業が増えることをお願い申し上げたいとともに、地元の企業の皆さんが、本当にそういうことをしなければ人が集まらないんだということを説明しながらやっていかなければ、より、ますます

この郡上市から若者がいなくなってしまう、若者に取り組もうとしてもその若者がいなければ何ともなりませんので、一人でも多くIターン、Uターンをしていただけますよう、そして、一社でも多くこのワーク・ライフ・バランスのことを理解していただき、郡上市が持続可能な郡上市になるように努力をしていただきたいと思いますので、より一層取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、大項目2つ目です。

大雪による市の対応について伺います。ここでは、小項目2つお尋ねをいたします。

小項目1つ目です。

今年の2月に降った雪はまれに見る大雪となりました。冬になると寒さが増し、冷える日が多くなり、路面が凍り転んだりしてけがをされる方も多くなります。また、屋根の雪下ろしをされ落ちてけがをされる方も多いと考えます。その上、積雪が耐久量を超え、倒壊や一部損壊といった建物被害が出たという報告もあるようです。

市では、高齢化が進み、屋根の雪下ろしが困難な世帯が増えています。雪下ろしの中の事故やけがなどの件数についてはどのように把握をされているのでしょうか。

また、屋根の雪下ろし等を依頼可能な業者のリストを作成して紹介されているようですが、今年の2月のような大雪では対応ができたのでしょうか。また、除雪ボランティアの制度などはあるのでしょうか。現状の把握と支援体制をお聞きいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

まずは、今年2月の豪雪時の状況についてお答えします。

雪下ろし中の事故やけがについて、消防本部に通報が入り救急出動した件数は令和7年に5件あり、そのうち4件は屋根で雪下ろし中に転落した事故、1件は雪下ろし後にはしごを下りようとしたときに転落した事故でした。令和5年は1件、令和6年はなかったため、令和7年は屋根の雪下ろしによる事故やけがでの緊急出動が多くあったと把握しております。

支援体制として、屋根の雪下ろしや雪よけの依頼ができる事業者について、市内事業者や個人事業主などに聞き取りを行い作成したリストを利用し、市への問合せに対応しました。お問合せいただいた方のお住まいの地域の業者を紹介し、直接事業者に連絡をしていただき、日程の調整や費用の確認を行っていただくものです。

登録していただいている事業者の中には建設業者もあり、豪雪のため道路の除雪に忙しく、すぐには対応が難しかった場合もありましたが、道路の除雪が落ち着いたところから徐々に対応ができるようになりました。

市への問合せは、例年よりは多かったものの豪雪との状況であったことを考えると少なかったように思われます。これは地元業者に個別に依頼された方があったことや遠方の親族が駆けつけて雪下ろしを行った方があったこと、そして、介護サービスを利用されている方の中には、サービス提供のために介護職員が生活動線の除雪を行ったということにより対応されていたことからではないかと考えております。

雪害に対する市の支援としては、ほかに民生委員、児童委員やケアマネジャーなどに協力をいただき、心配のある高齢者や障がい者などの把握を行って対応可能な事業者の紹介や親族などへの相談の促しを実施するとともに経過確認も行いました。

除雪ボランティアについて、市内には多くの団体や個人のボランティアがありますが、作業には技術が必要なことや事故が起きた場合の補償の関係などによりボランティアとして雪下ろしを行うには困難さを伴うため、今のところ、雪下ろし、雪よけを行うボランティア組織は把握できておりません。

そのような中で、昨年度の大雪においては、独居の高齢者宅や高齢者世帯などの状況を見かねて雪下ろしに慣れている若手の人たちが地域のつながりという気持ちの中で雪下ろしを行ったということも聞いており、地域の中の共助の重要性を感じたところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。

民生委員や児童委員の方々、そして自治会の方々も一生懸命やっただいておるということを、今、お聞きしましたので安心はいたしました。しかしながら、独居の方、一人住まいの方にはそのようにいろいろな対応がされておりますが、普通の家庭と言っているのかどうか分かりませんが、まだちょっと困ってみえる方も多くありましたので、2つ目の項目で質問をさせていただきます。

市でもいろいろと取組をされていると思いますが、一度に大雪が降りますと多くの皆さんは屋根の雪下ろしをしようと考えられます。1メートル近くの雪が降り、その上にまた雪が降ると屋根の雪下ろしをしなければならぬと心配になります。

ですが、屋根の雪下ろしがしたいけれど高齢のために屋根に登れない方も多くあると思います。休日を利用して若い方に雪下ろしをしてもらえる方はよいのですが、若い方も雪に慣れていない方やなかなか帰ってこられない方もあります。

そんなときは、やはり業者に頼まなければなりません。その業者に頼んでも道路などの除雪で手いっぱいになり、屋根の雪下ろしまで手が回らないということもあるようです。そうなる则自分で屋根の雪下ろしをしなければならぬなくなり、無理をすると屋根から落ちたりしてけがをされる方もあるかもしれません。

今年2月に降った大雪で高齢者を含む多くの方が不安になりました。業者をお願いをしても断られる。屋根の雪下ろしをしてくれる業者が少ないため依頼がなかなかできない。自分では屋根に登って下ろすことができないなど不安や心配でしかなくなります。

2月に降った雪の折には、なかなか業者をお願いをしても屋根の雪下ろしがしてもらえなかったという方が多くありました。ケアマネジャーにおかれても、どこをお願いをしていいのか分からないし、お願いをしてもなかなか引き受けてもらえないこともあったようです。

市では、屋根の雪下ろしなどの業者の確保は行ってみえるのでしょうか。市内の雪の少ないところの方をお願いをするのは、雪に慣れてみえず、より危険なことも考えられますので、あまり無理なことは言えません。

地域での支え合いは有効と考えますが、自宅付近の除雪だけでも疲れてしまい、分かってはいるけど実際にはなかなかボランティア活動までは難しいところもあります。先ほど田口部長がおっしゃってくださった若い方がボランティアで参加してくださっているのは本当にありがたいことだと思います。

そして、設備の上でも初期費用の高さが設置の弊害となっており、補助制度や低金利融資などを通じて、費用のかかることなのでなかなか難しいこともあるようですが事故防止に資する住宅改修の後押しなどはできないものかとお尋ねをいたします。

また、除雪や雪下ろしの危険箇所を地図上で共有したり、高齢者、一人住まいの方などの見守りと連携する仕組みをつくることも課題の一つと考えます。住民の命と生活を守るために、どのような支援や対策をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 市においては、雪害を含む災害に備えて市民の皆さんに安心して生活していただくことは重要であると認識をしております。

屋根の雪下ろしなどの事業者の確保については、大雪の場合、主要な道路の除雪が優先されることから事業者の確保を行うことまではできませんが、先ほど説明した屋根の雪下ろしや雪よけの依頼ができる事業者のリストを利用して、ニーズに応じて雪下ろしに対応いただけるよう事業者につなぐことを行っております。

事故防止に資する住宅改修による後押しにつきまして、勾配のある屋根形状にすることや屋根に電熱線を設置し雪を溶かすなどの方法もあるかと思いますが、そうした方法は設備投資等が高額となります。

それらへの補助制度もないため、既存の住宅の改修という形で広く普及させることは現実的には難しいと考えております。屋根に雪下ろしのための安全装置といったものを設置して雪下ろしを行

いやすくするような対策も考えられますが、いずれにしても改修費用が必要となります。

しかし、これから新たに豪雪地帯で家を建てられる方に対しては、あくまで任意にはなりますが、雪下ろし対策も含めて屋根の形状を検討してもらえるような働きかけについて、建築事業者で構成する団体等とも協議したいと思います。

先ほど御質問にありました除雪や雪下ろしの危険箇所を地図上で共有するといった点については、そうした共助の取組といったものは大切であると考えております。

雪下ろしができない独居の高齢者ですとか高齢者世帯を地図に示して地域の中で共有し合うということで、地域のつながりが希薄化している中でできる限り情報を共有し合って、自力での雪下ろしが困難な方を地域で助け合うことができるよう、毎年、各自治会などにお渡ししております災害時要支援者名簿、マップを活用していただき、確認をいただけるような働きかけを行いたいと思います。

また、昨年度からの課題である民家の雪下ろしボランティアについて、災害時にボランティアセンターの設置を担当する社会福祉協議会とともに考えたいと思いますが、屋根の雪下ろしには危険が伴うため、事故防止の技術の取得やけがに対する補償などの問題について十分検討する必要があると考えています。

その他、全国の豪雪地帯の取組では、各自治会が助け合いのチームを組んで地域の除雪を行う事例が報告されています。雪深い過疎化が進んでいる山間地は地域の助け合いがなくては成り立たない状況であり、郡上市も同様の状況です。今後も地域の協力を得ながら共に雪下ろしの課題について考えていきたいと思います。

なお、豪雪時においても豪雨災害などと同様に、まずは命を守っていただくことが最優先であり、そのためには日頃から遠方の親族や支援をしていただける近隣の方と避難についての相談を行うことや気象情報や積雪の状況に注意し、危険が感じられる場合には速やかに避難をしていただくことが重要であると考えております。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。

先ほどの一人住まいの方の地図上での共有ということは、やはりその地域の近くの方にも共有していただき、できればそういった近くの方々が助け合いができるような仕組みをぜひともつくっていただきたいと思いますので、その点はどうぞよろしくお願いをいたします。

それと、今、答弁をいただきましたが、今年の3月定例会の折に6番議員が同じような雪下ろしのことで質問をされております。その答弁と今回の答弁があまり変わらないような気がするんですね。やはり、前の年と言っていいのかわかりませんが、いろいろとなかなか難しいという答弁をさ

れておりまして、また今回も難しい話だとは思っています。

難しい話だとは思っていますが、何も進展がないというような回答では、やはり市民の方も、え、どうなの、これからという思いがあると思いますので、難しいのもよく分かります。そして、行政の皆さんが一生懸命やってくださっていることも私はよく存じております。

ですが、あまりにも同じような回答ということは、やはりもう少し前に進んでいただきたいなという思いがあります。難しいなりに、こうやりました、ああやりましたという回答があると市民の方も納得をされるかもしれません。

ただ、前とあまりにも同じような、例えば防災ボランティアの設置を担当する社会福祉協議会とも今後話し合っていきたいと思えますという御返事は、あまりにも同じような返事ではございますので、そういったところも本当に話し合ってください、これからどうするのかということをお知らせいただければ、市民の方々も難しいことはよく分かってはいると、皆さんも思ってみえるんですね、でも、そこをまた一つ前に進んでいただきたいなと思えましたので、すみません、今回はちょっときついことだったかもしれませんが、できなければできないなりの理由があると思えますので、そういった理由も市民の方に説明をいただけるような形でお願いしたいなと思えます。すみません。

なかなか本当に人が少なくなって高齢化社会なんだなとつくづく思いますが、地元で助け合えるところは助け合い、やっていかなければならない時代なんだなとつくづく思いました。

ですので、行政の難しさも本当にあると思えます。あると思えますが、自分たちもこうやって頑張っているのも市民の皆さんも頑張りたいなということを言っていたらありがたいなと思えました。

すみません。何か收拾がつかないような最後になってしまいましたが、本日の私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後 2時12分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 みずの ま り

郡上市議会議員 蓑 島 正 人